っ<sup>どもまんな</sup>か **こども 家庭 庁** 

## 保育政策の新たな方向性

~持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ~

概要

- 今和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。
- 1. 地域の二一ズに対応した質の高い保育の確保・充実 【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】
- 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進 【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】
- 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

☞全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育でが 応援・支援される

☞人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

 

 平成25年度
 平成30年度
 令和3年度
 令和7年度

 待機児童解消加速化プラン (目標: 5年間で約50万人)
 子育て安心プラン (目標: 3年間で約32万人)
 新子育て安心プラン (目標: 4年間で約14万人)
 保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下 【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2% 】
  - → 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
- → 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。